

第 398 回静岡地方最低賃金審議会
議事要旨

開催日時	令和 7 年 8 月 26 日 (火) 16 時 05 分から 17 時 20 分まで		
開催場所	静岡中央ビル 5 階大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名
	労働者を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名
	使用者を代表する委員	出席 3 名	定数 5 名
議題	1 静岡県最低賃金の改正決定について 2 特定最低賃金改正決定等の必要性の有無について 3 特定最低賃金の改正決定について (詮問) 4 その他		
議事要旨	本会議は、 公開 ・非公開		
1 静岡県最低賃金の改正決定について	<p>事務局から資料説明。なお、資料番号 1 の静岡県知事からの静岡県最低賃金の改定に係る意見書に対しては、会長から「この要請文に記載された内容や他の要請文の内容については、専門部会において論点として取り上げ、十分かつ慎重に議論を行ってきたと考えている。本日の審議会においては、これら要請文に記載された論点について、十分かつ慎重に審議した専門部会の結論を報告する」旨が申述された。</p> <p>会長から別紙の公益案の根拠・考え方を伝えた上で、静岡県最低賃金専門部会における</p> <p>「現行の時間額 1,034 円から 63 円引上げ、1,097 円とする。発効日は法定どおり令和 7 年 11 月 1 日とする。</p> <p>加えて、本年の答申に当たっては、中小企業・小規模事業者の支払能力を高めるため、価格転嫁対策の更なる取組強化、継続的な生産性向上に向けた支援、稼ぐ力を高めるための先行投資に資する支援、いわゆるワーキングプアの問題への幅広い対策の検討、年収の壁問題への対応や社会保障制度改革、非正規雇用の正規雇用への転換・待遇改善を含めた雇用対策の拡充などが必要不可欠であり、これらについて政府に対し措置を講じるよう強く要望することも付記する。</p> <p>また、令和 5 年 10 月 1 日発効の静岡県最低賃金 (時間額 984 円) は令和 5 年度の静岡県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。」</p> <p>との結論について、本審議会で採決したところ、</p> <p>金額について、会長を除く出席委員 12 名中、賛成 7 名、反対 5 名</p> <p>発効日について、会長を除く出席委員 12 名中、賛成 8 名、反対 4 名</p> <p>であったため、同専門部会報告内容が本審議会の結論となり、同報告内容どおりの答申がなされた。</p> <p>これにより、本日、答申内容について意見公示し、令和 7 年 9 月 10 日まで異議の受付を行う旨事務局から説明があった。</p>		

2 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

次の 3 件の特定最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について審議

静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金

静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金

静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

審議の結果、鉄鋼とはん用については全会一致で改正審議の必要性を認める答申がなされ、電機については、労使双方で意見の相違がみられたことから、小委員会を設置し、改正の必要性について継続審議することとなった。

なお、小委員会は、静岡地方最低賃金審議会運営規程等に基づき、公労使それぞれ 3 名の委員を、公労使それからの推薦者等について会長が指名し、9 月 8 日午後 9 時 30 分から開催することとなった。

労働者側代表委員発言要旨

3 特定最低賃金とも必要性ありとする。

特定最低賃金は、地域別最低賃金とは性質が異なり、より産業の魅力を向上させるための賃金の底上げとなり、また、適正な競争力を高めるための施策と認識している。

使用者側代表委員発言要旨

鉄鋼とはん用については、必要性ありとする。

電機については、次の理由から必要性なしとする。

- 以前から申し上げているとおり、特定最低賃金の審議のポイントとして考えているのは、産業の優位性かつ地域別最低賃金に対する優位性、各産別の協約のレンジとカバー率、地域別最低賃金への追随可能性の 3 点。
- 申出があった 3 つの産業の重要性については、疑いもなく、静岡県経済を支えた産業であるということに異論はなく、各業界には最大限の敬意を表したいと思っているものの、昨年度も 3 つの特定最低賃金すべてが、一時的に地域別最低賃金を下回っている。今年も地域別最低賃金が 63 円引き上がれば、3 つの特定最低賃金はすべて地域別最低賃金を下回ることになる。
- 追随性について、特に電機は、4 回地域別最低賃金を下回ることとなり、急激に地域別最低賃金が上がっていることから追随可能性を考えると、なかなかついていけない状態があるのは事実だと思う。毎回下回っている状況は、違うのかなと思い、今回は 4 回下回るという状況を考えると、電機の必要性はなしと決めざるを得ないと考えた。
- 協約のレンジとカバー率について、今回の申出では電機のレンジはかなり上がっていたものの、カバー率は前回の 62% から 40% に低下している。
- 優位性について、特定最低賃金に含まれている産業が、白物家電からデジタル製品・デバイスなど先端分野まで幅広く入っている中で、すべてを含めて産業の

優位性があるのかという点で疑問がある。AIなどの先端分野は、これから日本の基幹産業となっていくべき最重要産業であるということは、誰もが認めるところであるものの、一方、輸入品に押されている白物家電等、同じ基準で考えていいいのかと思うものもあり、そういう点で、今後、違うくくりを考えないといけないのではと思っている。

- ・ 追隨可能性について、今回4回地域別最低賃金を下回ったことで、線を引いたということは、我々の一つの基準となるということを申し上げる。

3 特定最低賃金の改正決定について（諮問）

上記2のとおり、改正決定の必要性ありとの答申があった2件の特定最低賃金の改正決定について、静岡労働局長が諮問を行った。

これにより、各特定最低賃金専門部会を設置することとなり、本日、各専門部会の委員候補者の推薦公示（推薦申込期限：9月9日）と関係労使の意見聴取公示（意見提出期限：9月16日）を行う旨事務局から説明があった。

4 その他

特になし

【公益案の根拠・考え方】

(1) 改正金額

63円の引上げを提示するに至った理由は次のとおり。

一点目は、三要素のうち労働者の生計費について、静岡県内政令指定都市の消費者物価指数令和7年6月報によれば、今年6月の時点で静岡市の「持ち家の帰属家賃を除く総合」は4.0%と依然として高い水準となっており、また、中賃の目安審議においても重視された「頻繁に購入する品目」「1か月に1回程度購入する品目」「基礎的支出項目」「食料」関係について、令和6年10月から令和7年6月の静岡市におけるこれらの項目が含まれる中分類や大分類による項目の消費者物価指数の対前年上昇率の推移は、それぞれ6.18%、4.94%、3.52%、6.63%と、いずれの数値も依然として昨年の同期間を上回る高い水準となっており、すべての労働者、特に最低賃金近傍で働く労働者の生活の困難さを容易に想像させるものとなっている。

二点目は、賃金実態について、令和7年春季賃上げ要求・妥結確報（最終結果）によれば、今年は全体で5.38%と、昨年を0.78ポイント上回る結果であり、また、賃金改定状況調査結果第4表においてもBランク平均で2.9%、同表で示された昨年6月と今年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象として集計においても3.4%と、いずれも昨年を0.5ポイント上回る結果となっている。しかし、使用者側から意見があつたように、中小・小規模事業場において、物価高や価格転嫁が十分とはいえない現状で賃上げ原資が十分でない中、労働分配率が高いことへの懸念があることに留意する必要がある。

三点目は、通常の事業の賃金支払能力について、日本銀行静岡支店発表の、本年7月の「最近の静岡県金融経済の動向」によれば、「静岡県内の景気は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復し、6月短観をみると、企業の業況感は概ね横ばいとなっている」とされているが、

- ・ 6月の東海財務局静岡財務事務所発表による法人企業景気予測調査では、全産業の現状は「下降」超、本年7月～9月期は「下降」超幅が拡大する見通しとなっていること
- ・ 静岡県における価格転嫁率は、民間企業調査では42.7%と、中小企業庁調査の全国値52.4%よりも低い数値となっており、労務費転嫁率も、静岡32.3%、全国値48.6%、エネルギーコスト転嫁率も、静岡32.1%、全国値47.8%と全国値よりも下回っている状況であること

や、使用者側が主張した

- ・ 中小・小規模企業の労働分配率が依然として高いこと
- ・ 關税問題による先行き不透明感、多くの企業における增收減益が広がり、上場企業ですら減益となっている状況、年金制度改革による事業主負担増など、今後の企業経営に及ぶことが予想又は確定している影響が多く存在していること

については、十分に考慮するべきと考える。

公益委員として、政府方針も念頭におきつつ、これら三要素を十分考慮したものの、特に、重要な要素と考えたのは、昨年と一昨年に引き続き、物価高による生活への影響、とりわけ、最低賃金近傍者に影響が大きいと思われる、頻繁に購入する品目の物価上昇

率で、昨年の最低賃金改定以降の静岡市における平均値が 6.18% と、昨年の 5.92% よりも高くなっているという点である。

賃金は労働者及びその家族の生活を支えるものであるが、物価高等により実質賃金が上がらない状況が継続している現状では、すべての労働者の生活への影響が大きいことはいうまでもない。また、実質賃金の低下は消費にも影響し、それはつまり企業の収入にもつながるものと考える。

最低賃金法においては、地域別最低賃金は、三要素を考慮して定める必要があるとされているものの、地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限度を補償するセーフティーネットとしての役割を担っている以上、現状においては、生計費に関する指標となる、この 6.18% という数字を最重視しないわけにはいかないと考えた。

しかし、先述のとおり、企業の、特に中小・小規模の事業者がおかれている現状を考慮せずに判断することもできない。価格転嫁の状況や労働分配率も考慮した中小企業の支払能力は十分に考慮する必要があると考えた。

そのため、最重視する必要があると考えた生計費に関する 6.18% という数値を現在の静岡県最低賃金額に当てはめると、63.9 円となるが、この 0.9 円分は単純に四捨五入で算定できるものではないと考え、この部分は切り捨てて、63 円とすべき、このように判断した。

(2) 効力発生の日

現在の審議日程で円滑に進んだ場合、法定発効とすると 11 月 1 日が最短の効力発生の日となるが、当該日は企業の事務計算上も不都合が少ない日であるほか、この場合でも例年よりも 1 か月遅れての発効となるため、これ以上遅らせる必要はないと考えた。